

つながり、つづく、みんなで守る地域農業推進事業費補助金交付要綱

令和8年4月1日滋地農第133号
滋賀県農政水産部長通知

(趣旨)

第1条 知事は、つながり、つづく、みんなで守る地域農業推進事業実施要綱（令和8年4月1日農政水産部長通知。以下「実施要綱」という。）に定める事業の実施に関する経費について、予算の範囲内において市町に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業および補助率等)

第2条 補助の対象となる経費および補助率は別表に定めるとおりとする。

(交付申請書の添付書類等)

第3条 規則第3条に規定する補助金交付申請書（別記様式第1号）の添付書類は、規則第3条第1項に規定する事業計画書および収支予算書（別記様式第2号）とし、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

2 補助金の交付を申請しようとする者は、前項の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(申請の取下げ)

第4条 規則第7条第1項に定める申請の取下げをする期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(変更の承認)

第5条 規則第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容につき別表に定める重要な変更（補助事業の中止もしくは廃止を含む。）をしようとするときは変更承認申請書（別記様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(状況報告)

第6条 規則第10条の規定による報告は、事業年度の12月末日の状況を、遂行状況報告書（別記様式第4号）により、翌月1月20日までに提出するものとする。

(実績報告書の添付書類等)

第7条 規則第12条に規定する実績報告書（別記様式第5号）の添付書類および提出部

数は、第3条第1項に規定する交付申請書の添付書類等に準ずるものとする。

- 2 第3条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期日は、補助事業の完了の日から起算して1か月を経過した日または補助金の交付の決定のあった年度の3月5日のいずれか早い日とする。

(概算払の請求)

第8条 補助事業者は、規則第15条に規定する概算払を請求する場合は、概算払請求書(別記様式第6号)によるものとする。

(補助金の返還)

第9条 規則第17条に定めるもののほか、第3条第2項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、第7条の実績報告書を提出した後において、消費税および地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第7条第2項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(別記様式第7号)により、速やかに知事に報告するとともに、これを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、またはない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年の5月31日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(書類の保存)

第10条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入および支出についての証拠書類を整理し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(標準処理期間)

第11条 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請をした日から起算して30日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第12条 補助事業者は、第3条の規定に基づく交付の申請、第4条に基づく申請の取り下げ、第5条の規定に基づく変更の承認の申請、第6条の規定に基づく状況報告、第7条の規定に基づく実績報告、第8条の規定に基づく概算払請求、第9条の規定に基づく消費税仕入控除税額の確定に伴う報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の補助金に限り適用する。